

上関町新型インフルエンザ等対策行動計画 (素案)

令和 8 年(2026 年)3 月
上関町

目次

第1部 市町村行動計画の構成

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	1
第2節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	4
第3節 対策推進のための役割分担	8
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本事項.....	13
第3章 行動計画の実効性を確保するための取組等	14
第4章 組織体制	16

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取り組み

第1章 実施体制

第1節 準備期.....	19
第2節 初動期	21
第3節 対応期	22

第2章 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

第1節 準備期.....	24
第2節 初動期	27
第3節 対応期	29

第3章 まん延防止

第1節 準備期.....	31
第2節 初動期	32
第3節 対応期	33

第4章 ワクチン

第1節 準備期.....	34
第2節 初動期	39
第3節 対応期	43

第5章 保健	
第1節 準備期	47
第2節 初動期	50
第3節 対応期	51
第6章 物資	
第1節 準備期・初動期.....	53
第2節 対応期	54
第7章 町民生活及び町民の社会経済活動の安定の確保	
第1節 準備期	55
第2節 初動期	57
第3節 対応期	58
«参考資料»	
用語集	61

はじめに

新型インフルエンザ及び全国的かつまん延の恐れのある新感染症対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう平成24年(2012年)5月、国は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下「特措法」という。)を施行した。平成25年(2013年)6月には、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が策定され、並びに同年9月政府行動計画を踏まえ、「山口県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定が行われた。

当町においても国・県の行動計画の指針を踏まえ、特措法第8条の規定により、平成26年3月「上関町新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「行動計画」)を新たに策定した。

令和2(2020)年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされてきた。その対応として、国を挙げて新たに保健・医療分野の取り組みやまん延防止対策を検討しながら、病原体の変異や次々と変化する事象に対し、3年超にわたり取り組みを進めてきた。この新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、国は令和6年(2024年)7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画を抜本的に改定した。

今般の上関町行動計画の改定は、特措法を始めとする法改正等に的確に対応するとともに、感染症危機が、町民の生命及び健康だけではなく、経済や社会生活を始めとする町民生活の安定にも大きな脅威となったことを強く認識した。そして、感染症危機は、新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものであると認識し、平時から、有事に備えることが必要であり、新たな感染症にも対応できる体制の構築を目指す。